

答 申 第 2 8 号
(諮 問 第 2 6 号)

平成 2 7 年 3 月 1 3 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

平成 2 6 年 7 月 4 日付け鎌政第 6 7 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書不存在決定処分に対する異議申立てについて

1 審査会の結論

平成26年5月21日付けで異議申立人が行政文書公開請求した「F & Bホールディングス企業連合、発行日2013年2月20日付お見積書に係る鎌倉市のお見積依頼に関する文書一式（起案文書含む）」について実施機関鎌倉市長が平成26年5月29日付けで行った行政文書不存決定処分は、妥当である。

2 異議申立ての主張の要旨

(1) 本件異議申立ての経緯

本件異議申立ては、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

異議申立人は、平成26年5月21日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「F & Bホールディングス企業連合、発行日2013年2月20日付お見積書に係る鎌倉市のお見積依頼に関する文書一式（起案文書含む）」について行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、平成26年5月29日付け鎌倉市指令政第5号で行政文書不存決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 異議申立書の提出等

異議申立人は、本件処分に対し、平成26年5月30日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、異議申立てを行った。

(2) 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。

(3) 異議申立ての理由要旨

異議申立人から平成26年8月29日付けで提出された意見書及び平成27年2月23日実施の口頭意見陳述における主張を総合すると、異議申立ての理由は、次のとおりである。

ア 鎌倉市行政文書管理規則（以下「規則」という。）第3条第1項において「事務処理に当たっては、処理の内容（行政文

書を管理するために必要な事項を含む。)を行政文書として記録しなければならない。ただし、事務処理に係る事案が軽易な場合は、この限りではない。」としている。この規則に照らせば、本件請求対象文書は軽易とは言えず、「見積り依頼について」の起案文書を作成すべきである。

イ 行政文書不存在の理由は、「口頭での依頼により取得したものであり、この依頼に係る文書は作成していない」としているが、理由付記としては、必要かつ十分条件を満たしておらず違法不当である。

また、「作成していないから不存在」では、実施機関がどのような見積り条件で依頼したのか、市民に対し説明責任を放棄していることになり、事後にでも文書を作成すべきである。

3 実施機関の行政文書不存在決定理由説明要旨

平成26年8月22日付けで提出された行政文書不存在決定理由説明書及び平成27年2月23日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書不存在決定処分とした根拠は、次のとおりである。

- (1) 本件請求に記載の「お見積書」とは、神奈川県緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用した事業実施に向け、神奈川県へ申請を行うために取得した文書である。事業を実施するために見積書を取得する際には、決裁行為を経て依頼することもあるが、本件見積書については、特に事業実施に直接関わるものではなく、事業費の概算を求めるための見積書の取得であったことから、決裁行為を伴わず、口頭により見積り依頼を行った。よって、本件請求対象文書は物理的に不存在である。
- (2) 理由の付記については、条例第10条第2項では、「前項の場合において、公開決定等の内容が公開請求に係る行政文書の全部を公開するとき以外は、その理由を併せて通知しなければならない（以下略）。」と規定しているが、理由を付記する場合の要件までは規定していない。

本件理由付記では、本件請求対象文書が存在しない具体的な理由を記載しており、異議申立人の主張は失当である。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関から各々の主張を聴取した結果、次のように判断した。

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、神奈川県緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用した事業実施に向け、神奈川県へ申請を行うために取得した見積書の見積依頼起案文書一式である。

当審査会は、本件請求対象文書について行政文書不存在とした実施機関の処分について、以下、検討する。

(2) 行政文書不存在について

異議申立人は、本件処分は規則第3条第1項に規定する軽易な場合には該当せず、本件請求対象文書が不存在であることは不当であり、「見積り依頼について」の起案文書を作成すべきであると主張する。また、不存在処分理由についても、理由付記の要件を欠き不当であると主張する。

これに対して、実施機関の処分理由説明によると、本件見積書については、神奈川県へ申請を行うために取得したものであり、特に事業実施に直接関わるものではなく、事業費の概算を求めるための見積書の取得であったことから、決裁行為を伴わず、口頭により見積り依頼を行った。よって、本件請求対象文書は物理的に不存在であると主張する。

当審査会で本件見積書を職権により見分したところ、提出者の代表者印は押印されていないことが確認された。鎌倉市契約規則第35条第3項によると、随意契約により契約を締結しようとするときは、契約及び見積に必要な事項を示し、原則として2人以上から見積書を徴さなければならないとされており、さらに、鎌倉市財務事務方針平成21年4月1日付け財方針第19号では、「随意契約締結の伺書に添付する契約書案には、その契約金額の根拠となる見積書の添付を要する。ただし、その根拠が公に明らかである場合又は別途単価契約済みの場合には、見積書の添付を要しない。なお、契約方法を問わず、契約の当事者が法人である場合における見積書、請負書及び請求書（本市の帳票による場合も含む。）には、代表者の記名押印が必須要件である。」と規定されている。この事務方針によれば、随意契約時の見積書には代表

者の記名押印が必須条件であるところ、本件見積書には代表者印が押印されていないことから、本件見積書は契約のためではなく、あくまで事業費の概算費用を確認するためのものであることが認められる。

また、当審査会が実施機関から聴取したところ、本件見積書は事業実施に直接関わるものではなく、事業費の概算を求めるための見積書の取得であり、見積り依頼は口頭で行ったので、見積依頼文書は作成していないという実施機関の説明は、不合理とは言えない。

以上のとおり、本件請求対象文書を作成していないとする実施機関の説明には、特段の不自然、不合理な点は見当たらず、また、実施機関の説明を覆すに足るだけの具体的な事実も根拠も認められないことから、本件請求対象文書が物理的に存在することは確認できなかった。

また、異議申立人は、理由付記についても不当であると主張しているところ、理由付記制度の趣旨に鑑みれば、行政文書不存在決定通知書に付すべき理由は、請求者において、不存在である具体的な理由が、そもそも請求対象文書を作成または取得していないのか、存在はしたが保存年限が経過したため廃棄したのかなど、なぜ行政文書が存在しないのかを了知し得るものでなければならぬと認められる。

本件処分による理由付記では、本件請求対象文書を保有していない理由について、そもそも請求対象文書を作成していないことが明記され、また、作成していない理由についても特段、不自然、不合理な点は見当たらず、不備はないといえる。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
2 6 / 5 / 2 1	行政文書公開請求書が提出される
5 / 2 9	行政文書不存在決定通知書送付
5 / 3 0	異議申立書が提出される (担当課：政策創造担当)
7 / 4	審査会に対し諮問
7 / 9	実施機関に対し、行政文書不存在決定理由説明書の提出要請
8 / 2 2	行政文書不存在決定理由説明書を受理
8 / 2 7	異議申立人に対し、行政文書不存在決定理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
8 / 2 9	異議申立人から意見書を受理
9 / 3	実施機関に意見書(写)送付
2 7 / 2 / 2 3	第62回審査会で審議 (異議申立人からの口頭による意見陳述) (実施機関からの口頭による決定理由説明)
3 / 1 3	第63回審査会で審議
3 / 1 3	答申